世界貿易機関事務局が、二千二十四年二月二十六日に前記の改善に関する確認手続が完了した旨の通報（文書（Ｓ／Ｌ／第五百十九号）を全ての加盟国に発出したので、

ここに、この確認書に附属する日本国の特定の約束に係る表の改善が前記の手続によって確定されたものであることを確認する。

この確認書に附属する日本国の特定の約束に係る表の改善は、日本国政府が自国の国内手続の完了後に世界貿易機関事務局長に宛てる通告書に従って効力を生ずる。

世界貿易機関事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、前記の改善の認証謄本を送付する(注)。

この確認書は、国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

注　参照を容易にするため、得られる改善は、文書（ＧＡＴＳ／ＳＣ／第四十六号／補足４）としても発出される。

二千二十四年七月二十九日にジュネーブで作成した。

日本国の特定の約束に係る表

Ⅰ　各分野に共通の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この約束表に掲げる全ての分野			日本国は、この約束表に掲げる全ての分野（金融サービスを除く。）について、添付された「サービスに係る国内規制に関する規律」を追加的な約束として履行する。

Ⅱ　分野ごとに行う特定の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
7　金融サービス			日本国は、この約束表に掲げる金融サービスの分野について、添付された「金融サービスのためのサービスに係る国内規制に関する代替的な規律」を追加的な約束として履行する。

サービスに係る国内規制に関する規律

規律の適用範囲

1　この規律は、加盟国による措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準に関連するものについて適用する。

2　この規律は、サービスの貿易に関する一般協定（以下「協定」という。）第十六条又は第十七条の規定に従って加盟国の約束表に定める制限又は条件については、適用しない。

3　この規律の適用上、「許可」とは、サービスの提供を認めることであって、申請者が免許要件、資格要件又は技術上の基準を満たすことを証明するために従わなければならない手続によって得られるものをいう。

申請の提出

4　加盟国は、実行可能な範囲内で、申請者に対し、許可のための各申請について二以上の自国の権限のある当局に連絡することを要求しないようにする。加盟国は、サービスが複数の自国の権限のある当局の権限に属する場合には、許可のための複数の申請を要求することができる。

申請の日程

5　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が実行可能な範囲内で年間を通じていつでも申請の提出を認めることを確保する(注)。加盟国は、申請のための特定の期間が存在する場合には、当該申請を提出するための合理的な期間を自国の権限のある当局が与えることを確保する。

注　当該権限のある当局は、公式な執務時間及び執務日のほかに当該申請の検討を開始することを要求されない。

電子的申請及び写しの受理

6　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

(a)　当該権限のある当局の競合する優先事項及び資源の制約を考慮しつつ、電子的様式による申請を受理するよう努めること。

(b)　当該権限のある当局が当該許可に係る手続の信頼性を保護するために原本を要求する場合を除くほか、加盟国の国内法令に従って認証された文書の写しを原本に代えて受理すること。

申請の審査

7　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

(a)　実行可能な範囲内で、申請の審査のための指標となる日程を提供すること。

(b)　申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。

(c)　実行可能な範囲内で、加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備がないことを不当に遅滞することなく確認すること。

(d)　加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備がないと認めるとき(注)は、当該申請が提出された後合理的な期間内に次のことを確保すること。

注　当該権限のある当局は、当該申請が「審査を行うに当たり不備がない」と認めるために、全ての情報が所定の様式により提出されることを要求することができる。

(i)　当該申請の審査を完了すること。

(ii)　申請者に対し、当該申請に関する決定を可能な範囲内で書面(注1)により通知すること(注2)。

注1　「書面」には、電子的形式によるものを含めることができる。

注2　当該権限のある当局は、当該申請が提出された日から特定の期間が経過した後回答がないことが当該申請の受理又は拒否を示す旨を当該申請者に対して書面により事前に通知すること（公表された措置を通じて通知することを含む。）によって、この要件を満たすことができる。

(e)　加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備があると認めるときは、実行可能な範囲内で、合理的な期間内に次のことを行うこと。ただし、次のことがいずれも実行可能でない場合において、当該申請を不備によって拒否するときは、加盟国は、当該権限のある当局が合理的な期間内に申請者に対してその旨を通知することを確保する。

(i)　当該申請者に対し、当該申請に不備がある旨を通知すること。

(ii)　当該申請者の要請に応じ、当該申請を不備がないものとするために必要とされる追加的な情報を特定し、又は当該申請に不備があると認める理由に関する判断の基準を提供すること。

(iii)　当該申請者に対し、当該申請を不備がないものとするために必要とされる追加的な情報を提供するための機会(注)を与えること。

注　当該機会は、当該権限のある当局に対して期限の延長を認めることを要求するものではない。

(f)　申請を拒否するときは、可能な範囲内で、当該権限のある当局の発意又は申請者の要請のいずれかにより、当該申請者に対し、拒否した理由及び該当するときは当該申請の再提出のための手続について通知すること。申請者は、過去に拒否された申請のみを理由として、別の申請(注)を提出することを妨げられるべきではない。

注　当該権限のある当局は、当該申請の内容が修正されたものであることを要求することができる。

8

加盟国の権限のある当局は、許可を与えた場合には、不当に遅滞することなく、適用される条件に従い当該許可の効力が生ずることを確保する(注)。

注　当該権限のある当局は、その権限の範囲外にある事由による遅滞について責任を負わない。